

第 1 3 回 柏市農業委員会総会議事録

1 令和 7 年 8 月 6 日（水）柏市農業委員会総会を柏市農業委員会
会長 染谷 茂が招集した。

2 場所 市役所分室 3 第 4 会議室 午後 2 時 0 0 分

3 出席した委員は次のとおりである。

< 農業委員 >

2 番	染 谷 織 恵	3 番	平 川 徹
4 番	深 山 敬 子	5 番	坂 巻 洋 行
6 番	豊 田 佐 智 子	7 番	伊 藤 透
8 番	大 宮 茂 男	9 番	成 嶋 君 美
1 0 番	染 谷 茂	1 1 番	橋 本 英 介
1 2 番	谷 田 貝 和 代	1 3 番	村 越 等
1 4 番	山 崎 明 久	1 5 番	日 暮 悟
1 6 番	遠 藤 秀 生		

1 6 名 中 1 5 名 出 席

< 農地利用最適化推進委員 >

1 7 番	寺 島 和 彦	1 9 番	林 敏 夫
2 0 番	清 水 良 晃	2 1 番	鹿 倉 健 次
2 2 番	友 野 博 之	2 3 番	木 村 美 智 子
2 4 番	富 澤 智 彦	2 5 番	坂 巻 儀 治
2 8 番	嶋 田 等	2 9 番	江 口 武
3 0 番	鈴 木 幸 夫	3 1 番	大 塚 信 幸

1 5 名 中 1 2 名 出 席

4 欠席した委員は次のとおりである。

1 番	岡 田 英 夫	1 8 番	関 根 勝 敏
2 6 番	砂 川 晴 彦	2 7 番	中 村 衛

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 石 原 祐 一 郎
統括リーダー 兼 岡 洋 和
副主幹 上 野 輝 子
主 事 長 塚 智 史

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見の送付について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見の送付について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第5号 公売買受適格証明書の交付について【農地法第3条要件】
- 議案第6号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について
- 議案第7号 農用地利用集積等促進計画案への意見について（その1～その5）

7 報告事項

- （1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- （2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- （3）利用権の中途解約に係る通知の確認について
- （4）農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の申請に係る取下げについて

（午後2時00分開議）

議長 ただいまより第１３回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は農業委員１６名中１５名，推進委員１５名中１２名の出席でございます。

よって，定足数に達しておりますので，会議は成立しておりますことをご報告いたします。

日程１，議事録署名委員を選任したいと思いますが，選任方法はいかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議長 「議長一任」ということですが，ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは，指名をいたします。

村越等委員，山崎明久委員，よろしくお願いいたします。

次に，日程２，一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，ご了承願います。

それでは，議案の審議に入ります。

今月の担当は，第１調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，成嶋委員長よろしくお願いいたします。

成嶋委員長 農地第１調査会は，去る７月３１日，８月１日，令和７年度第５回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第３条６件，第４条計画変更１件，第５条計画変更１件，第５条２件，公売買受適格証明１件，許可を要しない土地の証明願１件について，現地調査並びに面接調査を行いました。

次に，令和７年４月に開催された第９回総会の議案第２号及び第３号の計１４件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

それでは、日程 3，議事に移ります。

議案を上程いたします。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

（議長の指名で事務局が総括説明）

議長 ありがとうございます。それでは、審議に入ります。

1 番及び 2 番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 1 番及び 2 番についてご報告します。

調査会資料は、4 ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、農業経営拡大のため、また各譲渡人は、農業経営を行っていないこと、また地形が悪く耕作しづらいため、所有権の移転に伴う許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆合計●●㎡，●●，●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第 3 条第 2 項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第 1 調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

1 番及び 2 番について何か質問はございませんか。

大宮委員 譲渡人と譲受人は親族でしょうか。

成嶋委員長 親族ではないです。

議長 その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、承認いたします。
次の審議に入ります。

3 番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 3 番についてご報告します。

調査会資料は、12 ページからになります。

本件は、●●に所在の法人である譲受人が、新規就農のため、また譲渡人は、譲受人の要望に応えるため、賃借権の設定を伴う許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆合計●●㎡で、●●，●●などを作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

3 番について何か質問はございませんか。

山崎委員 譲受人の方の住所が●●になっていますけども、それで通作距離が●●km，時間が●●分ということなんですけど、ど

うということでしょうか。

成嶋委員長 取締役の住所が●●で、この人が原付でやってきます。

議長 あとよろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声があったので、3番を承認いたします。

次の審議に入ります。

4番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 4番についてご報告します。

調査会資料は、26ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、農業経営拡大のため、また譲渡人は、譲受人の要望に応えるため、所有権の移転に伴う許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆合計●●㎡で、●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

4番について何か質問はございませんか。

山崎委員 営農計画書で年間作付け計画のところに●●を3月頃

から4月頃、1カ月しかやらないということでしょうか。普通は作付けだから収穫までの期間を書くと思うので。その頃から種まきをするということでしょうか。

成嶋委員長 そうなります。

議長 その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、4番を承認いたします。

次の審議に入ります。

5番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 5番についてご報告します。

調査会資料は、31ページからになります。

本件は、●●に所在の法人である譲受人が、農業経営拡大のため、また譲渡人は、高齢により農業経営縮小のため、賃借権の設定を伴う許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆●●㎡で、●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

5番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、5番を承認いたします。

次の審議に入ります。

6番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 6番についてご報告します。

調査会資料は、36ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、新規就農のため、また譲渡人は、農業経営縮小のため、賃借権の設定を伴う許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆●●㎡で、●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がありました。

6番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、6番を承認いたします。

次の審議に入ります。

7番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 7番についてご報告します。

調査会資料は、47ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、隣地自己所有地と一体で耕作したため、また譲渡人は、高齢であり、農業経営を行わないため、所有権の移転に伴う許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆計●●㎡で、●●などを作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

7番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、7番を承認いたします。

議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございました。

それでは、審議に入ります。

1 番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 1 番についてご報告します。

調査会資料は、52 ページからになります。

本件は、令和6年9月17日付けで許可のあった、●●の農地造成について、工期期間を延長したいため、計画を変更するものです。

申請地は、●●の田●●筆●●m²です。

申請地は農用地区域となりますが、一時的な利用に供するために行う事業による不許可の例外と判断いたしました。

当該地は、道路拡幅工事事業の隣接地で、耕作放棄地となっていました。申請人が所有する●●とも近く、●●を目的として盛土による農地造成を行うため、農地法第4条の許可を受けました。

その後、農地造成に使用される土砂の発生元における伐採、伐根の作業の遅れ、及び市道●●号線の道路拡幅工事の工期に遅れが生じ、埋立事業の事業期間内では完了することができず、道路拡幅工事の工期に合わせて埋立事業を再開するので、1年間の期間延長の計画変更承認申請に至ったものです。

計画内容に変更はなく、埋立ては単純埋立方式で、埋立ての高さは、土砂の高さが0.7m、覆土の高さ1m、全体で1.7mとします。

被害防除対策についても変更はなく、土砂及び雨水の流出防止のため、万全の対策を図り、工事中の安全対策を徹底します。工事責任者を配置し、安全対策に努め、警備員を配置します。周辺農地に被害が出ないよう法面30度以下を確保します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第1

調査会としては、承認相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1 番を承認いたします。

議案第 2 号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 議案第 3 号につきましては、●●委員が関わるため、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定を準用して、除斥を求めます。

(●●委員が退席)

議長 それでは、審議に入ります。

1 番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 1 番から 16 番についてご報告します。

調査会資料は、56 ページからになります。

本件は、令和 6 年 10 月 8 日付けで許可のあった、●●の農地造成の転用について、工期期間の延長及び事業に要する経費の増額のため、計画を変更するものです。

申請地は、●●の田●●筆、畑●●筆、畑●●筆の一部合計●● m^2 です。

申請地周辺は甲種・1 種・3 種のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断しました。

譲受人は、●●で●●を営む法人で、また譲渡人は、●●に住む 17 名及び●●に住む 1 名で、申請地は道路より低く、出入りが困難で水はけも悪く、耕作がしづらく、土地所有者からの相談を受け、他の農地所有者も賛同し、農地造成を行うため、農地法第 5 条の許可を受けました。

その後、工事に着手したところ、申請地は非常に軟弱な地盤であることが分かり、水路構造物の浮き上がり等を防止することを目的に、時間をかけながら盛土及び転圧をするため、2 年間の工期延長の計画変更承認申請に至ったものです。それに伴い、資金計画についても、事業費が前回の 2 倍となる 3,300 万円となります。

計画内容に変更はなく、現状地盤よりかさ上げを行い、平均盛土高は 1.81 m とし、工事完了後は、境界くいを復元します。中央の既存水路及び隣接農地沿いに延長 429 m の小堤を築堤します。埋立方式については、天地返しにて復土します。

被害防除対策についても変更はなく、用水・隣接農地に影響が出ないように雨水については小堤を設け、自然浸透とします。工事中は外周をトラロープで囲います。土砂等の搬出入の時は誘導員を配置します。既設水路とは 0.5 m の離隔を取り、土砂流出防止を行い、法面には種子吹き付けを行います。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係

事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については，適正であると認め，第1調査会としては，承認相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，許可された場合には，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声がございましたので，1 番を承認いたします。

議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

議長 挙手全員であります。

よって，本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

（●●委員が着席）

議長 次の議案に入ります。

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

（議長の指名で事務局が総括説明）

議長 それでは、審議に入ります。

1 番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 1 番についてご報告します。

調査会資料は、66 ページからになります。

本件は、所有権の移転に伴う、資材置場及び車両置場への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆●●㎡です。

申請地周辺は、甲種・1 種・3 種のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は、●●で●●を営んでいる法人で、本店近くに資材と車両を置いていますが、事業拡大に伴い、新たに柏市近辺に営業所を設置し、資材置場及び車両置場を設けたいため、土地を探していたところ、資材と車両を置けるだけの広さの土地と、隣接の一体利用地に事務所として使用貸借できる建物が見付かり、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、資材置場として、5 m 鉄パイプ●●本、くい●●本、型枠材●●本など、車両置場として、乗用車●●台、4 t トラック●●台などを置きます。

既設ブロック、万能塀以外の外周は、高さ1.5 m の新設丸木トラロープで囲みます。隣接の一体利用地●●番の既存建物は事務所として使用し、出入りに支障がある既設の倉庫は撤去し進入路として使用します。出入口は、一体利用地の既存の幅9.8 m を使用、出入口付近の既設アスファルト舗装以外は、厚さ0.2 m の砂利敷とします。

被害防除対策として、雨水は自然浸透とします。隣接農地●●及び●●との境には、高さ0.2 m の築堤を新設し、土砂流等の被害を防止します。工事中は、誘導員を配置し、安全に配慮して工事します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準であ

る立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については，適正であると認め，第1調査会としては，許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，許可された場合には，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

鈴木委員 この中にある既存の建物は事務所として使いますということなんですけど，ここに関して何か農地法上の規制みたいなものはないんですか。

成嶋委員長 既存の建物は農地じゃなく宅地ですから，農地には全然関係ないところです。今回申請が上がっているのは農地の部分です。

鈴木委員 ●●番地が対象外と。

成嶋委員長 そうです。対象外です。

鈴木委員 はい，分かりました。

議長 その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声がございましたので，1番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 2番についてご報告します。

調査会資料は、71ページからになります。

本件は、所有権の移転に伴う、資材置場及び車両置場への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆●●m²です。

申請地周辺は、甲種・1種・3種のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は、主に●●を営んでいる法人で、現在賃借している資材置場及び車両置場を返却することになったため、新たな置場を探していたところ、申請地が資材と車両を置けるだけの広さがあり、市内での現場も多いため、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、申請地が、道路に面していないため、隣接地の雑種地●●と一体利用します。既存施設から、3tトラック●●台、4m鉄パイプ●●本、ブルーシート●●枚など、全てを移動させて置きます。南側道路部分から、幅6mの出入口を設置し、出入口部分には、厚さ0.1mのコンクリート舗装を施工し、外周は高さ1.5mの丸木トラロープを新設します。隣接地●●との境の法上には、高さ0.2mの築堤を新設します。

被害防除対策として、申請地内及び一体利用地内は、厚さ0.2mの砂利敷とし、雨水は自然浸透とします。工事中は、誘導員を配置し、安全に配慮して工事します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

2 番について何か質問はございませんか。

大宮委員 雑種地の●●は一体化しますか？

成嶋委員長 これは雑種地ですから，農地ではありません。今回の申請には雑種地は関係ないということです。

議長 その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので，2 番を承認いたします。

議案第 4 号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって，本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第 5 号「公売買受適格証明書の交付について【農地法第 3 条要件】」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 議案第 5 号につきましては，●●委員が農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定に該当しますので，除斥を求めます。

(●●委員が退席)

議長 それでは、審議に入ります。

1 番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 1 番についてご報告します。

調査会資料は、76 ページからになります。

本件は、●●在住の申請人が農地取得目的で、東京国税局が行う公売に参加するため、公売買受適格証明書願を申請したものです。

買受けしようとする農地は、●●の田●●筆合計●●㎡です。計画書では●●を耕作する予定となっています。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第1調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1 番を承認いたします。

議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

(●●委員が着席)

議長 次の議案に入ります。

議案第 6 号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について」を議題といたします。総括説明を事務局に求めます。事務局。

（議長の指名で事務局が総括説明）

議長 それでは、審議に入ります。

1 番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 1 番についてご報告します。

調査会資料は、81 ページからになります。

本件は、申請者が令和 6 年 2 月に相続により取得しましたが、昭和 58 年 4 月から自宅の進入通路として利用されていた農地について、地目変更のため、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を申請したものです。

該当農地は、●●の畑●●筆●●㎡です。

なお、立証資料として平成 13 年撮影の航空写真が添付されています。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第 1 調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声がございましたので、1 番を承認いたします。

議案第 6 号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第 7 号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」その 1 からその 5 を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 議案第 7 号その 1 につきましては、●●が農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定に該当いたしますので、議長を村越職務代理者と代わります。

それでは、退席をいたします。よろしくお願いいたします。

(●●が退席)

村越職務代理者 それでは、審議に入ります。

議案第 7 号その 1 について議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。これから説明する計画番号全てが農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。

計画番号第 1 番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に在住する農業者で、●●の田●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は 3 年です。

なお、以上の計画要請の内容は、従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の各要件を満たしております。

村越職務代理者 ご苦労さまでした。議案の説明がございました。
議案第7号その1について、何か質問はございませんか。

大宮委員 住所、氏名の記載がない箇所があるのですが、なぜでしょう。

農政課 こちらなんですけれども、他の案件は所有者様から中間管理事業の千葉県園芸協会として、千葉県園芸協会から耕作者さんに貸す案件なんですけど、こちらの第1番の案件に関しては、もともと別の方が耕作されていて、10年契約を結んでいたんですけれども、中途解約となりまして、所有者さんと園芸協会の契約はそのまま継続されていて、耕作者さんと園芸協会の契約が昨年解除する形になっております。

なので、今は現状管理しているのは所有者さんではなくて、千葉県園芸協会になるので、10年間のうち残っていた期間の3年間は●●さんが耕作するという形になっているので、もともと園芸協会と所有者さんの契約は今も継続中ですので、住所、氏名の欄がこのようなになっております。

大宮委員 分かりました。

村越職務代理者 中間管理機構から借りると、そういうことですね。貸している人は中間管理機構と解約はしていなくて、そのままということですね。

農政課 はい、そのままです。

村越職務代理者 その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

村越職務代理者 「なし」という声があったので承認いた

します。

議案第 7 号その 1 を採決いたします。

本案を原案のとおりとして、意見なしとする農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

村越職務代理者 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●の除斥を解除いたします。

ここで議長を交代いたします。

(●●が着席)

議長 次の審議に入ります。

議案第 7 号その 2 につきましては、●●委員が農業委員会等に関する法律第 3 1 条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、除斥を求めます。

(●●委員が退席)

議長 それでは、議案第 7 号その 2 の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

これから説明する計画番号全てが農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。

計画番号第 2 番から第 9 番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に所在する農地所有適格法人で、●●の田●●筆、●●の田●●筆、●●の田●●筆、合計面積●●㎡に賃借権を設定するもので、設定期間は 7 年から 1 0 年です。

なお、以上の計画要請の内容は、従事日数など、農地中間管理事

業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしております。

議長 ご苦労さまでした。議案の説明がございました。

議案第7号その2について、何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、承認いたします。

議案第7号その2を採決いたします。

本案を原案のとおりとして、意見なしとする農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

(●●委員が着席)

議長 次の審議に入ります。

議案第7号その3の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。これから説明する計画番号全てが農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。

計画番号第10番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に在住する農業者で、●●の畑●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

なお、以上の計画要請の内容は、従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしております。

議長 ご苦勞さまでした。議案の説明がございました。

議案第7号その3について何か質問やご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、承認します。

議案第7号その3を採決いたします。

本案を原案のとおりとして、意見なしとする農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次の審議に入ります。

議案第7号その4につきましては、●●委員が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、除斥を求めます。

(●●委員が退席)

議長 それでは、議案第7号その4の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。これから説明する計画番号全てが農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。

計画番号第11番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に在住する農業者で、●●の畑●●筆、面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

なお、以上の計画要請の内容は、従事日数など、農地中間管理事

業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしております。

議長 ご苦労さまでした。議案の説明がございました。

議案第7号その4について、何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、承認いたします。

議案第7号その4を採決いたします。

本案を原案のとおりとして、意見なしとする農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

(●●委員が着席)

議長 次の審議に入ります。

議案第7号その5の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。これから説明する計画番号全てが農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。

計画番号第12番及び第13番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に在住する農業者で、●●の田●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は6年です。

計画番号第14番及び第15番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に在住する農業者で、●●の畑●●筆、面積●

● m²に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

なお、以上の計画要請の内容は、従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしております。

議長 ご苦労さまでした。議案の説明がございました。

議案第7号その5について何か質問やご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、承認します。

議案第7号その5を採決いたします。

本案を原案のとおりとして、意見なしとする農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

それでは議案第7号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。ご苦労さまでした。

(農政課職員退席)

議長 以上で、本日の議案審議は終了いたしました。

次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が報告事項説明)

議長 いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思います。

今後の予定を申し上げます。

9月1日，2日が調査会で，1日は午前9時から，2日は午後1時からです。場所は，両日ともに，分室3の第1会議室で行う予定です。担当は，農地第2調査会です。

9月5日午後2時からが総会で，場所は，分室3の第4会議室で行う予定です。

これをもちまして，第13回柏市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議ありがとうございました。

（午後3時30分閉会）